

医政地発0731第3号
令和元年7月31日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局地域医療計画課長
(公印省略)

非常用電源等の法定点検未実施の病院への適切な対応に係る
周知について（依頼）

先般、国立研究開発法人国立循環器病研究センターにおいて、電気事業法で定める保安検査を少なくとも5年以上実施していなかったことが判明したことを受け、「病院が有する非常用電源に係る保安検査の実施の徹底について」（平成30年6月22日付け医政地発0622第5号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知）により、貴管内の非常用電源を有する全ての病院について、関係法令（電気事業法、消防法及び建築基準法）の規定に基づく点検等（以下「法定点検」という。）の実施状況を確認の上、必要に応じて指導いただくようお願いしたところである。

しかし、今般公表した、「病院の非常用電源の確保及び点検状況の調査について（依頼）」（平成30年8月6日付け医政地発0806第1号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知）等に基づく調査結果によると、未だ法定点検を実施していない病院があることが判明したことから、貴職におかれでは、改めて状況を御確認の上、法定点検を実施していない病院に対して適切な対応を行っていただくようお願いする。

その対応に関しては、管内の関係法令主管部局と連携しつつ、法定点検実施済みの医療機関等からの情報も参考とするなどして、早期かつ適切に行っていただくようお願いする。患者の継続的な医療提供のため点検の実施が困難であるとする病院に対しては、たとえば停電点検の実施における瞬間停電等に対して危惧があると思われるが、そのような際には、複数の発電機を賃借し使用することで対応が可能と考えられる、などのご助言を頂きたい。

また、点検未実施の間に非常用電源が起動しないことに起因する事故が起きた場合、民事の賠償責任や刑事責任を問われることも考えられることに留意いただきたい。

今後とも、関係法令主管部局とも連携を取り、病院において適切に法定点検が行われるよう取り組まれたい。なお、本通知は経済産業省、消防庁及び国土交通省とも協議済みであることを申し添える。

【照会先】
厚生労働省医政局地域医療計画課
救急・周産期医療等対策室
災害医療係 03-5253-1111(2548)